

## ドイツにおける市民革命の時点 (2)

—— フランス革命とドイツ三月革命 ——

小林 良 彰

### I フランス革命の基本的結果

- 1 いわゆる「土地革命論」は誤りである
- 2 領主権の無償廃止か有償廃止かは市民革命の判定基準にならない
- 3 ジャコバン権力、恐怖政治は市民革命の判定基準に入らない
- 4 商業資本に対する産業資本の勝利という理論は市民革命の判定基準になりえない
- 5 自由、平等、議会制民主主義は市民革命の判定基準に入らない
- 6 ビスマルク憲法とナポレオン帝制とは同じ性格のものである
- 7 市民革命の判定基準は権力と財政の問題につきる
- 8 市民革命以後も貴族政治家が残る
- 9 市民革命は貴族政治家とブルジョアジーの連合政権をつくる
- 10 市民革命とは貴族の地位を引下げ、ブルジョアジーの地位を引上げ、両者対等にするものである
- 11 市民革命の判定基準の要約

### II ドイツ三月革命以前の貴族とユンカー

- 1 プロイセンのユンカー
- 2 プロイセンの大貴族
- 3 ライン州プロイセンの大土地所有貴族
- 4 プロイセン絶対主義の権力を構成する大土地所有貴族
- 5 メクレンブルグ大公国における貴族大土地所有者の支配
- 6 領主権廃止にはドイツ諸国の多様性がある

### III ドイツ三月革命以前のブルジョアジー

- 1 自由都市の大商人、金融業者
- 2 プロイセンの大商人、金融業者
- 3 産業経営に進出した商人、金融業者
- 4 中小産業資本家の成功例

- 5 商人、金融業者と産業資本家の絡み合い
- 6 ドイツ諸国の商工業者
- 7 経営内容の多様性

## I フランス革命の基本的結果

### 1 いわゆる「土地革命論」は誤りである

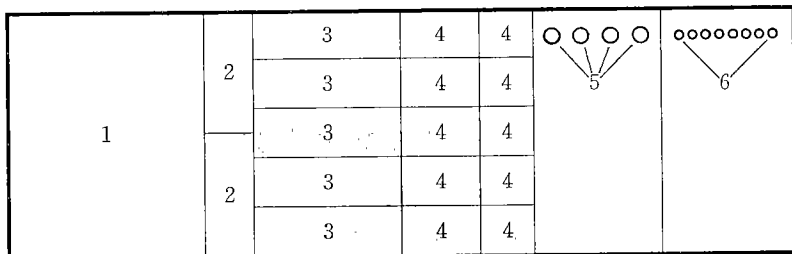
ドイツ史を考えるうえで鏡となるべきフランス革命の結果について、正確な理解を確立しておきたい。この点についての実証は、私が多くの著書、論文で行なっているから、ここでは実証をばぶいて、理論的整理だけにとどめることにする。

フランス革命では、かつて盛んに唱えられた「土地革命、農民革命」といわれるものは実現しなかった。この理論は誤りであり、正確な事実としては第1図と第2図のような変化になっている。

たしかに領主権は無償で廃止されたが、旧領主の直領地(直営地)は城あるいは館とともに残った。それが番号1で示される。領主権に服していた貴族の保有地は、完全な所有地に昇格した(番号2)。商工業者、金融業者の土地、農民身分による大保有地は完全な大所有地に昇格した(番号3と4)。これと並んで、中農、貧農の保有地が所有地に昇格した(番号5と6)。こうして、フランス革命以後も大土地所有貴族が残り、それ以下ピラミッド型に土地所有が分布し続けたのである。

このように断定すると多少の反論がありうるので、もう少し論じておきたい。フランス革命の過程で、国有財産(僧侶=聖職者と亡命貴族の土地を没収したもの)の売却という政策があった。これを持ち出して第2図への反論とされる可能性がある。そこで第3図、第4図において、この場合に起こった変化のモデルを示した。第3図は一括売却の場合であり、第4図では分割売却による変化が示されている。前者では他人の貴族かそれと

第1図 フランス革命前の領地（太線）とその内部における保有地（細線）

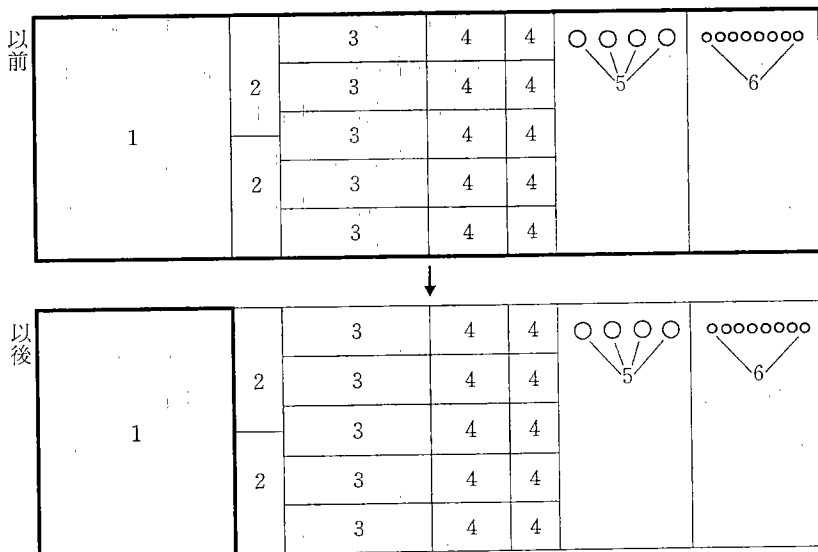


- 1 領主（貴族，高級僧侶＝高級聖職者）の直領地（直営地）
- 2 領主以外の貴族（他人の貴族）の土地
- 3 ブルジョアジー（商工業者，金融業者）の土地
- 4 農民身分の大土地所有者の土地（農民身分の地主）
- 5 中農の土地
- 6 貧農の土地

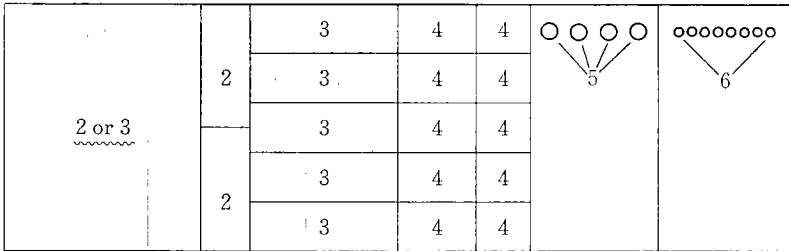
（これはモデルであり，実際には2，3，4，5，6，のそれぞれについて  
大小さまざまな格差がある）

（また1の比重について相違があり，ある領地ではほとんどすべてが1となり，他の領地では1がほとんど無いところもある）

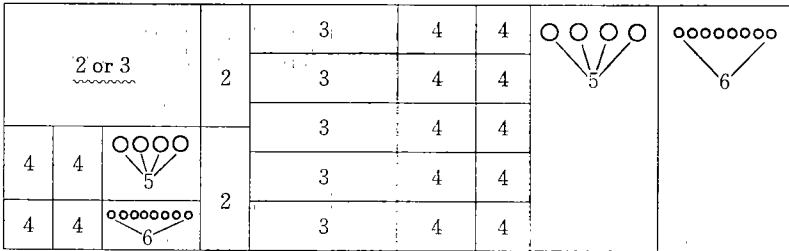
第2図 フランス革命における領主権廃止による変化



第3図 僧侶 (聖職者), 亡命貴族財産の没収, 売却による変化 (一括売却の場合)

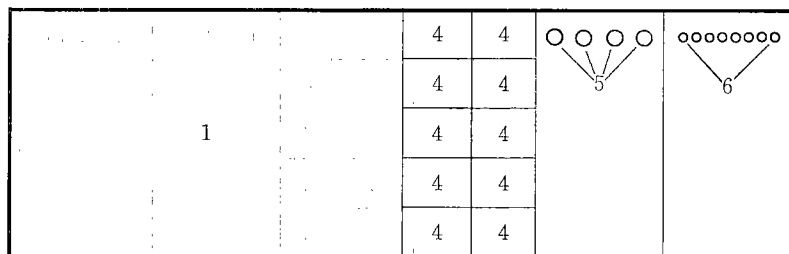


第4図 僧侶 (聖職者), 亡命貴族財産の没収, 売却による変化 (分割売却の場合)



も商工業者, 金融業者が買入れて大土地所有者, 城の所有者になる。後者では過半数が大土地所有として分割され, 残りが中小土地所有に細分される。現実のフランス革命による変化は第2図, 第3図, 第4図の組合せである。それにしても, 私がツールーズ郡の統計で調べてみると, 貴族の土地の4分の3はフランス革命による所有権の移動を経験していない。これを一般化すると, 旧領主が大土地所有貴族として続くことをもって, 市民革命でないということとはできない。こうして, 近代ドイツ社会で昔の貴族・ユンカーの子孫が大土地所有者として残っていることを根拠に, 市民革命が実現したことを否定するのは正しくないということになる。むしろ, 市民革命というものは, 大土地所有貴族を残す場合が多いと認めておいてもよいほどである。そこで, 大土地所有貴族の残存という意味では, フラ

第5図 ドイツにおける貴族、ユンカーの領地とその内部における保有地



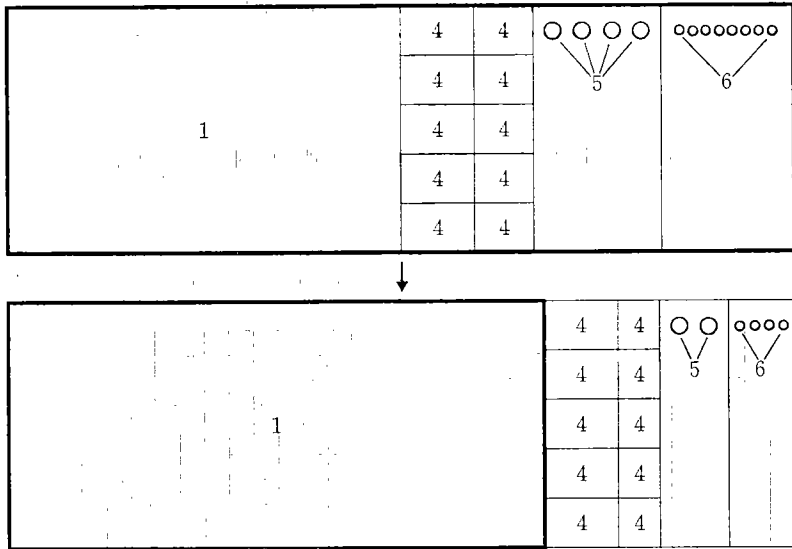
- 1 貴族、ユンカーの直領地（直営地）
- 4 大農民（富農）（農民身分の地主）の土地
- 5 中農の土地
- 6 貧農の土地

（4，5，6について，それぞれの内部で大きささまざまな格差がある）  
 （領主以外の貴族とブルジョアつまり商工業者，金融業者の土地については不明であるから，2，3は省略した）

ンス革命以後と近代ドイツは同列に並ぶといってよい。

この断定についても，もう少し詳しい説明を必要とする。農奴解放令以前のドイツについてのモデルは第5図に示されている。ただし，フランスほどの研究成果がないので，土地分布の比率は不明であり，また商工業者，金融業者の保有地についての実態もつかめない。また領主とは別の貴族が土地を保有しているかどうかも分らない。そこで，この部分を省略した。こうして第5図にしたが，現実のドイツでは，東部ドイツがこれに近いとしても，西部ドイツはフランスに近いから第1図になり，ドイツ全体としては両者の混合とみるべきであろう。農奴解放令による変化は第6図で示される。番号1の直営地が拡大し，そこでは大農経営（直接経営）が行われている。ただし，それはユンカーの土地の特徴であり，ユンカー以外の貴族の土地については小作契約もあった。西部ドイツで領主制が廃止された場合，第2図のような変化になったはずである。ライン州プロイセンはフランス革命の影響を強く受けたから，第2図と第3図，第4図の混合になったかもしれない。

第6図 農奴解放令による変化 (プロイセンを中心とする)

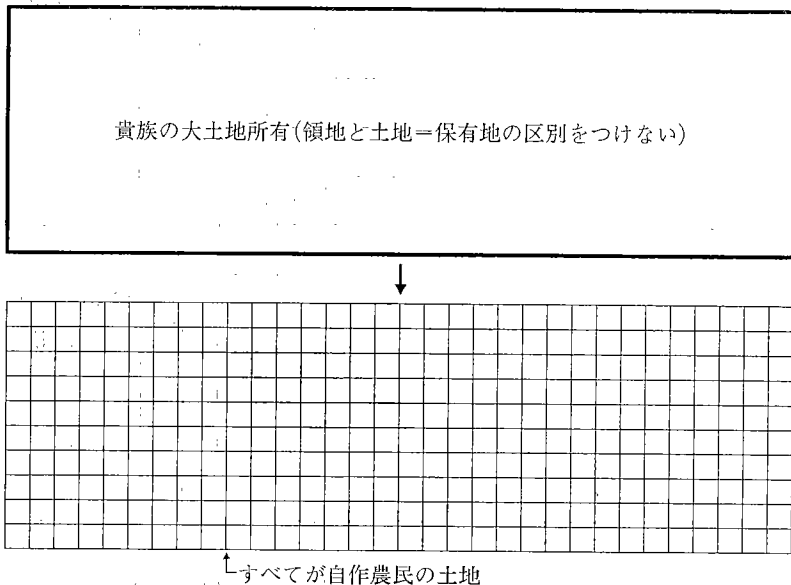


第7図はフランス革命についての古い、誤った解釈のモデルを示している。

この解釈から、いわゆる「土地革命論」が唱えられた。その理論を要約すると、フランス革命では「貴族の大所領が分割されて、自作農が創設された」というものである。この理論が正しいとすると、ドイツでは第2次世界大戦まで貴族大土地所有が続くから、そこまで市民革命がなかったという定義になる。しかし、第7図は研究水準の低かった時代の産物であり、完全な誤りであった。それにしても、日本では約20年前まではこの理論が全盛をきわめていた。

戦後フランス革命についての研究が進むにつれて、地主的土地所有も残存したことを数人の学者が指摘した。こうして、研究者の水準では第7図のモデルが事実に合わないと考えられはじめた。その段階では、第8図のような理解が成立して、「地主の土地も残存したが、農民も解放された」

第7図 もっとも古い土地革命の理論 (フランス革命における土地所有関係の変化をこのように誤解した)



と主張する意見が通用した。ただし、この主張でも貴族大土地所有は解体したことになるから、フランス革命とドイツを対比するときには以前と同じ効果が残る、フランスは徹底的、ドイツは不徹底となる。正確な図式は第1図と第2図、第3図、第4図であり、第7図、第8図は誤りである。このように、まずフランス革命についての理解を正確に定めておかなければならない。

2 領主権の無償廃止か有償廃止かは市民革命の判定基準にならない

ドイツの農奴解放が段階的に、かつ有償で廃止されたことについて、フランス革命の無償廃止と比較し、フランスを徹底的、ドイツを不徹底と対比する理論はどうであろうか。たしかに、無償と有償だけを比較するならば、フランスの方がより徹底的であるとはいえる。しかし、それはフランス革命の進行状況を考慮しない意見である。バスチーユ占領以後約20日間





人が判定基準にもちこんだのである。

### 3 ジャコバン権力、恐怖政治は市民革命の判定基準に入らない

いわゆる「ジャコバン権力による領主権の無償廃止」という理論もまた、訂正するべき誤りである。そのような事実はフランス革命にはなかった。領主権の廃止は、ジロンド派政権が実現したものであった。そして、ジロンド派政権は上層ブルジョアジーの政権であると認められている。つまり、いわゆるジャコバン派に象徴される小市民、小ブルジョアジーその他、下からの革命といわれてきたものでなければ領主権の廃止が徹底されないという先入観は、ドイツ史を考えるうえでまず取り去っておかなければならない。

市民革命であるためにはジャコバン派政権のようなものが不可欠であるという見方は、恐怖政治に関する多くの誤解の上に積み重ねられたものであった。恐怖政治の政策は、ヨーロッパ列強を相手とする大戦争の中でとられた一種の非常手段、一つのエピソードであり、累進強制公債、最高価格制、買占禁止法、穀物の強制徹廃などを含むが、フランス革命が市民革命であるための必要不可欠な事件ではなかった。したがって、ドイツにそのようなものがなくても、市民革命を作り出すことは可能である。

### 4 商業資本に対する産業資本の勝利という理論は市民革命の判定基準になりえない

商業資本にたいする産業資本の勝利が市民革命の結果であるという理論も、根強い力をもっている。そこでこの理論を根拠に、ある人は帝政ドイツを市民革命以後の社会とすることに否定的な見解を示し、他の人はビスマルクが金融業者から産業資本家に乗り替えたといつて（事実としてはそのようなことはないが）、とりあえずそれを根拠にして市民革命の理由にしようとした。しかし、どちらにしても、この法則そのものがまちがいである。そのような法則はフランス革命では実現していない。

この点については、私が数多くの実証を行ってきた。いま一言で言えることは、「そのような所に市民革命の法則はない」ということである。私が言い続けてきた結果、最近ではこの法則を主張する人が日本では少なくなった。ドイツ史を見るためには、この法則を否定しておかなければならない。なぜなら、ドイツの大工業家が、多く商人・金融業者からでているという事実があり、もし上述の法則が正しいとすると、市民革命を否定するための根拠に使われるからである。

#### 5 自由・平等・議会制民主主義は市民革命の判定基準に入らない

自由・平等・議会制民主主義その他政治、法制的変化はどう扱うべきであろうか。この問題はフランス革命の基本的結果とは無関係である。フランス革命はさまざまな政治体制を作りだした。その中のどれを市民革命の結果として取りあげてよいのだろうか。その中の一つだけを取りあげるならば、それは我田引水になる。たとえば普通選挙だという、その前後に制限選挙制があったのではないかと反論ができる。議会制民主主義だという、ナポレオンのクーデタがあったのではないかといえる。自由・平等だという、七月革命以後でも上院（貴族院）においては名門貴族の身分の特権が残っていたことを持ちだすことができる。また自由を主張しても、たとえばフランス革命政府が労働組合の自由を禁止したことを反論の根拠に持ちだされる。

#### 6 ビスマルク憲法とナポレオン帝制とは同じ性格のものである

最大のまちがいは、ビスマルクの権力、帝制ドイツの政治体制をドイツに特有のものとして理解し、他方でフランス革命にともなう政治体制を立憲民主主義あるいは議会制共和国、普通選挙と定義し、そこにちがいがあるといって、ドイツにおける市民革命はまだ完成されていないというものである。

そしてこのまちがいは、そのまま明治維新以後の日本、大日本帝国憲法

の日本を判断するときの方法に引きつがれる。だからこそ、ドイツ史の解釈は日本史の解釈に直接結びつく。

この問題について、私はつねにビスマルク憲法はナポレオンの採用した第一帝制の政治体制の引き写しであるといっている。さらに観察を進めると、それはアメリカ合衆国憲法にさかのぼり、さらに古代ローマにそのモデルをもっている。この点について、世界中のほとんどの学者が思いつかないのである。私が指摘すれば、「なるほどそうだ」と感心する学者は世界中に居た。しかし、言われるまではわからず、自分の頭でそこに到達することができないのである。これが、ドイツの市民革命を論じるうえで非常に大きな障害になっている。そこでもう一度確認すると、政治体制は市民革命を判定するうえでの基準にはならないということである。

#### 7. 市民革命の判定基準は権力と財政の問題につきる

それでは、フランス革命では何が基本的な結果になったのであろうか。それは、領土の組織する権力が打破されて、上層ブルジョアジーの権力の指導権が確立したことにある。七月革命を基準にとると、大土地所有貴族による権力独占、絶対主義再建の試みがあり、これを上層ブルジョアジーが打破して、自己の権力に置きかえたのである。

したがって、絶対主義の権力を組織する側には、領土がいても大土地所有貴族がいてもよいことになる。その形態はどちらでもよいが、とにかく大規模な土地を支配している者と要約できる。

フランス革命以前、つまりフランス絶対主義の権力は、第1図にみられる領地を基盤として組織された。七月革命直前の絶対主義再建の試みは、第2図の番号1の貴族大土地所有地を基盤にして推進された。そこで、土地支配の上に立つ者が国家権力を独占する社会、これを絶対主義の時代、あるいは市民革命以前の社会と定義することができる。

ドイツにおいては、三月革命以前、権力の基盤は三種類の土地支配のう

えに形成されていた。プロイセン絶対主義においては、第6図の番号1の直営地であり、オーストリアその他の諸国では第1図あるいは第5図の領地であり、ライン州プロイセンにおいては第2図の番号1の貴族所有地であった。なお、農奴解放令以前のプロイセン絶対主義においては第5図の領地のうゑに権力が組織されていた。

この段階では、ブルジョアジーすなわち商工業者・金融業者あるいは銀行家、一般的にいうと動産の上に立つ者はまだ被支配者であった。支配者の側は権力をにぎっているから、国家財政の実権をにぎっている。したがって、徴税権も財政支出の決定権もにぎっている。当然、自己の有利なように財政政策を運営するから、ブルジョアジーとそれ以下が基本的な祖税を納め、領主、貴族は負担を軽減あるいは免除されている。財政支出に関していえば、領主、貴族が優先的にその恩恵をうけている。

こうして、国家財政が破綻に近づいたとき、両者の対立が先鋭化する。ブルジョアジーが実権をにぎると、領主・貴族にたいして課税を強化し、財政支出をめぐる特権を打ち切り、国家財政を商工業・金融業の発展にむける。この変化が市民革命の結果である。これを基準にして、ドイツの市民革命はどこかを探究するべきである。

#### 8 市民革命以後も貴族政治家が残る

ただし、市民革命以後ブルジョアジーの排他的な権力が出現するわけではない。この点もまた、ほとんどの学者が誤解している。つまり、フランス革命ではブルジョアジーの純粋な権力が出現して、貴族階級はそこから排除されたぐらいに考えている。そうした感覚をもってドイツをみると、ビスマルクの周辺には多くの貴族・ユンカーがみられるために、ユンカーの役割が強いと称して、まだまだ市民革命ではないという理論が通用する。たとえ市民革命だと主張する人でも、「ユンカーの役割が大きいけれども……」とただし書きをつけないければならない。

つまり、ほとんどの学者が、貴族・ユンカーの亡霊につきまとわれていることになる。これを解くには、まずフランス革命以後の貴族政治家を正確に知らなければならない。フランス革命以後でも、貴族政治家の役割は非常に強い。フランス革命直後、権力を運営していたフイヤン派の多くは貴族・領主であり、しかも宮廷の名門貴族がかなりいた。

ラファイエット侯爵はその代表格である。ジロンド派政権の段階でも、その指導者で内務大臣のロラン・ド・ラ・プラチエールは法服貴族であり、ジロンド派政治家として有名なイザルン・ド・ヴァラディ侯爵、コンドルセ侯爵も高い身分の貴族であり、ジロンド派政権の時代、軍隊の高級将校はほとんど貴族であった。

恐怖政治の時代、まさか貴族はいないであろうと思われているが、調べると意外に残っているものである。公安委員の中にエロー・ド・センジュール、サン・ジュストという二人の貴族がいる。後者はとくにロベスピエール派としてもっとも革命的な人物であるが、貴族の子である。派遣委員として地方で全権をふるった者の中にも、デュボワ・ド・クランセという名門貴族がいる。もう一人、南フランスで活躍した派遣委員にバラ子爵という貴族がいる。彼のばあいは、先祖がプロヴァンス州の支配者であった。つまり、一つの州の封建支配者の子孫が、革命政権によって全権をゆだねられてもどってきた。こういうことが恐怖政治の時代にも起こっている。

そして、彼が引き立てて将軍にしたナポレオン・ボナパルトも下級貴族であるとはいえ、やはり貴族であった。ロベスピエールを倒したあと、バラ子爵が総裁として政権の頂点に立ち、「バラの王」といわれる時代がくる。この政権すなわち総裁政府を倒して権力をにぎったナポレオンは、下級貴族である、そして、彼の第二統領になったカンパセレスは法服貴族であった。ナポレオンは貴族院を設置し、そこにヴェルサイユ宮殿の名門貴族のうち自分に協力する者を集めて優遇した。つまり、見かけのうえで

は、革命前の貴族社会が復活したかのようにみえる。

七月革命以後もまた、そうした形式が続けられた。七月王制の国王そのものが、王族で最大級の領主、革命後は最大級の土地所有者であったオルレアン公爵ルイ・フィリップである。彼とともに、タレイラン公爵、ラファイエット侯爵その他の貴族が権力の一翼をになった。たしかに、七月革命に抵抗して絶対主義再建を試みた貴族政治家は引退した。しかし、新時代に残って、ブルジョアジーと協調しながら権力を動かした貴族もまた多かったのである。

### 9 市民革命は貴族政治家とブルジョアジーの連合政権をつくる

そこで市民革命以後は、ブルジョアジーと貴族政治家の連合政権になると定義することができる。ブルジョアジーは単独では権力を握らず、旧支配者の中で自分の側につく者を選び、それを支持し、彼らに権力の運用をまかせ、自分は経営に専念する。こういう方法を取るのが一般的である。

これを市民革命の理論にすると、帝制ドイツにおいて貴族政治家、ユンカー政治家がいるからといって、フランス革命とはちがうといいきれるものではない。むしろ、ビスマルクがユンカー全体の利益のために動いたのか、それともユンカー出身ではあるが、ユンカーの利益よりはむしろブルジョアジーの利益にそって権力を動かしたのか、これを基準にして判定しなければならない。

ほとんどの人が、またほとんどの教科書が、ビスマルクを説明するとき「ユンカー出身」をつけくわえる。これが大きなまちがいのもとである。ユンカー出身ではあるが、ユンカーの利害に忠実ではなかったならば、出身を強調することの意味がない。ユンカーの利害に忠実であるならば、出身を書くことに意味がある。果してどちらが正しいかと厳密に考えてから書くべきであるが、ほとんどの人は、ただ惰性でそう書いているだけである。それが大きな誤解を引き起す。

私が後で論証する要点は、ビスマルクがユンカーの利益から離れて、ドイツ統一を考えることにより、ブルジョアジーの上層との協力に向ったというものである。その段階で、ビスマルクの側に立つ貴族・ユンカー政治家は、ちょうどフランス革命におけるファイヤン派の貴族政治家、あるいは七月革命後の貴族政治家のようなものとなり、ラファイエット侯爵、タレイラン公爵にたとえられる者になった。ここに、貴族政治家、ユンカー出身の政治家、軍人を判断するうえでの、もっとも重要な理論的基準がある。

#### 10 市民革命とは貴族の地位を引下げブルジョアジーの地位を引上げ、 両者対等にするものである

つきつめたところ「市民革命とは何か」というと、以前の貴族すなわち土地支配の上に立って権力を組織していた者の地位を引下げ、それまで被支配者であったブルジョアジーすなわち商工業者、金融業者（銀行家）の地位を引上げ、両者を対等の扱いにした事件であった。

これ以後は両者の融合が進む。貴族、ユンカーが事業に進出してブルジョア化し、ブルジョアジーの成功者が貴族の爵位を受けて貴族に列せられ、貴族院（上院）に入る。フランスでは工業家、銀行家のペリエが貴族に昇格してカジミール・ド・ペリエとなり、彼は七月王政の第二代目首相になった。ドイツでは工業家クルツプが貴族に昇格して、フォン・クルツプとなった。これが市民革命の結果を象徴する（ド、フォンは貴族の称号）。

市民革命とは、ただこれだけの変化である。しかし、これだけの変化にも内乱、戦争がともなう。貴族階級が自分の権力独占を死守しようとするからである。そのため、ブルジョアジーは、一度、貴族階級の権力を打破しなければならない。一度打破しておいて、対等になる。

対等になっても、伝統的権威は貴族階級にある。商工業者、金融業者は

経営上の利益を優先するから、国民全体の尊敬、支持を受けにくい。どうしても、人柄が卑しいと思われる。そして、「ブルジョア」「ビュルガー」に卑俗の意味がこめられている。そうである以上、ブルジョアジーから政治指導者をだすことは困難であり、指導者にふさわしい資質は貴族政治家に求めざるをえない。この人物を頂点に押し上げ、ブルジョアジーは陰にかくれるのである。

こういう観点からナポレオン、ビスマルクの役割を評価すると、ドイツにおける市民革命の時点を正確に規定することができる。

#### 11 市民革命の判定基準の要約

A フランス革命の結果 領主の組織する権力を破壊し、上層ブルジョアジー（商工業、金融業のうえに立つ者）の指導権を実現した。権力の移動は、財政的特権の変化をともなう。旧領主は大土地所有貴族として残存し、新時代でも上流階級を形成し、その一部は上層ブルジョアジーとの融合を進める。革命以後でも、貴族（大土地所有者）は政治家をだし、高級軍人を多数だす。いわゆる土地革命、農民革命を実現したことはない。領主権廃止後も、旧領主は大土地所有貴族として残る。特権的商業資本、特権的大工業の敗北、産業資本（中小マニュファクチュア）の勝利という図式は実現していない。七月革命を基準にすると、絶対主義再建をめざした貴族は大土地所有貴族であり、その時点での領主ではないから、市民革命以前に権力を組織するものは領主のみではなく大土地所有貴族に変質したものであってもよい（ユンカー、農奴解放令以後の貴族と対比して）。

B ドイツにおける市民革命の時点判定する基準 ドイツ史において、フランス革命に相当する時点はどこかを判定するためには、以下の二つの法則を満足させる転換期をさぐればよい。その時期以前は、ユンカー、大土地所有貴族、あるいは領主が国家権力を組織し、国家財政の実権をにぎっていた。その時期以後、上層ブルジョアジーの指導権が実現する。ただ



し旧支配者は残存し、その一部は上層ブルジョアジーとの協調をすすめる。旧支配者の中から新時代の政治家、高級軍人がかなりでてくる。しかし、これをもって市民革命であることを否定する根拠にはならない。政治体制は判定基準にならない。領主、大土地所有貴族とその下で働く貧農との関係の類型（農奴制、小作制、農業労働者）も判定基準にならない。

## II ドイツ三月革命以前の貴族とユンカー

### 1 プロイセンのユンカー

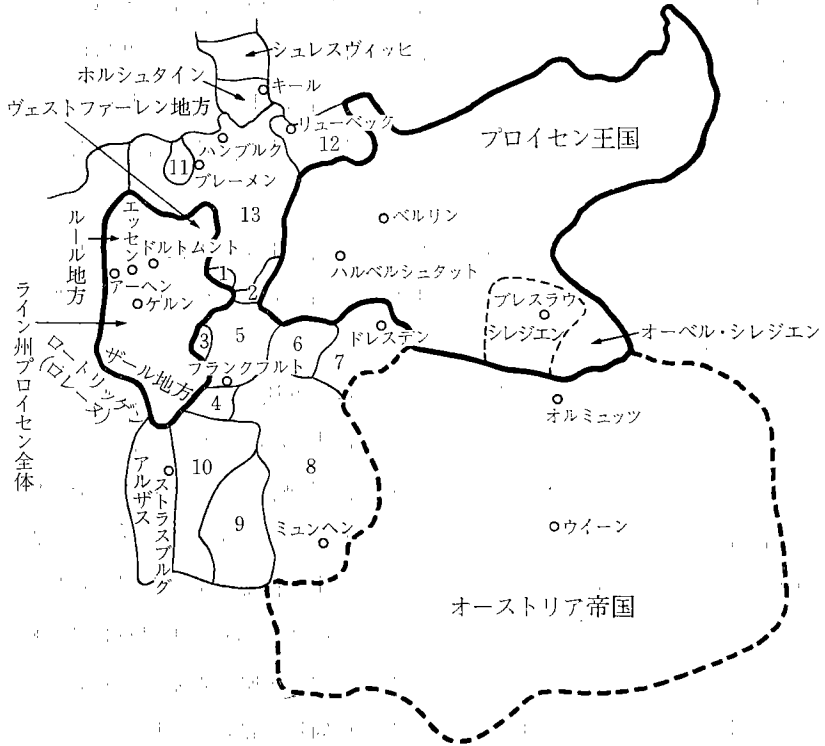
1848年の三月革命以前のドイツにおける支配者は貴族あるいはユンカー、すなわち大土地所有者であった。彼らの所有地における経営形態、あるいは彼らの所有地が、全耕地面積中にしめる割合は、それぞれの地域あるいは国家によってさまざまな相違があった。

オーストリアにおいては、まだ農奴制が残存していた。したがってオーストリア貴族は、農奴を所有する封建領主であった。

プロイセンにおいてはユンカー、貴族、ブルジョアの大地主が併存していた。ユンカーの家族数は約12,000であった。<sup>1</sup>シュタイン・ハルデンベルグの改革は、不完全ながら農奴制を廃止した。すなわち1807年の10月勅令により営業の自由、移動の自由を承認して、農奴のグーツヘルにたいする身分的隷属を廃止し、1811年の調整勅令と1816年の調整布告によって農民の土地所有に道を開いた。ただし解放の条件がきびしく、土地保有者が従来役畜を使用して、自己の経営および賦役を行っている者であり、同時に一定の規準年度以来の保有者である者に限られ、そのうえ解放にさいして、保有地の2分の1から3分の1をグーツヘルに返還するか、又は一定の賠償金を要求された。

1 村瀬興雄『ドイツ現代史』東京大学出版会、1954年、92ページ。

第9図 統一以前のドイツ諸国



太線の実線 プロイセン王国      太線の点線 オーストリア帝国  
 細線の実線 ドイツ諸国      細線の点線 プロイセン王国内の地方

- ドイツ諸国の番号 1 リッペ 2 ブラウンシュヴァイク 3 ヘッセン・ナッサウ  
 4 ヘッセン・ダルムシュタット 5 ヘッセン・カッセル  
 6 テュービンゲン諸国 7 ザクセン 8 バイエルン(バヴァリア)  
 9 ヴュルテンベルグ 10 バーデン 11 オルデンブルグ  
 12 メクレンブルグ 13 ハノーヴァー

「財産整理すなわち財産を自由な所有物にかえ、賦役や負担を廃止しえた者は、かつての世襲的な隷農のうち、ただ役畜を使用し州の租税台帳に記入されている 古い農場を所有する者のみで、残余の者はすべて依然とし

て、従来の状態にとどまらねばならなかった<sup>2</sup>。

解放されなかった農奴の保有地は、ユンカーに取上げられたものも多く、また解放をうけたがそれにともなう賠償の義務を果せず、没落したものの土地もユンカーによって合併された。「結局1816年から1848年までの間に、大農の7分の6は解放されたが、貧農は17%が解放されたのみであったという<sup>3</sup>」。

したがって本来のプロイセンにおいては、大土地所有者たるユンカーと並んで、富農と中西部ドイツに比較していちぢるしく数の少い中、貧農が作りだされたのである。

ユンカーすなわち以前のグーツヘルは、農民解放の過程で集積した直領地において、コゼーテン、ゲルトナー（労働にたいして現物給与をうける）、インストロイテ（賃金で雇用される日雇労働者）を使用して直接農場経営を行うようになった。コゼーテン、ゲルトナー、インストロイテはともに、ユンカーに労働を提供する代償として小規模な耕地、菜園を貸与されていた。さらにユンカーは、一定の期間、必要に応じて領内の農民に賦役を要求する権利を保持していた。ユンカーは支配階級として免税権をもち、領地警察権、領地裁判権、狩猟権などの特権を維持していた。

## 2 プロイセンの大貴族

ただしプロイセンでは、ユンカーのみが大土地所有者であったわけではない。ユンカーはどちらかといえば身分の低い貴族であり、彼らより上層の大土地所有者もあった。たとえばハルベルシュタット近くに広大な領地をもち、プロイセン内におけるもっとも富裕な領主の一人であるアルフェンスレーベン・エルクスレーベレ伯爵、オーベル・シレジエンの大土地所有者リヒノフスキー侯爵、プロイセン内のもっとも富裕な領主であるアル

2 ゲルデス『ドイツ農民小史』飯沼二郎他訳、未來社、昭和32年、136ページ。

3 村瀬興雄、前掲書、12ページ。

ニム・ボイツェンブルグ伯爵などを例として、シュヴェーリン、ラティボー、ドネルスマルク、クルドシンスキー、ホーヘンローエ、プレス、などの大貴族がそれである。

### 3 ライン州プロイセンの大土地所有貴族

またライン州プロイセンでは、フランス革命とナポレオン時代にフランスにおけると同様の改革が行われた。農民保有地にたいする領主的諸権利は撤廃されて、農民の土地所有権が確立され、領主にたいする人身的隷属も消滅した。その結果多数の中・貧農が存在するとともに、ブルジョアジーによる土地所有も発展した。しかし領主的諸権利の廃止は、決して貴族の大土地所有を消滅させたのではない。

革命によって貴族の大土地所有がもっとも打撃をうけたフランスですら、なおかつ多数の貴族の大土地所有を残存させているのである。その理由は、農民保有地にたいする領主的特権は廃止されたが、領主の直領地の所有権には手がふれられなかったからであり、フランス革命期においては、直領地の没収、競売は亡命貴族のみに適用されたからである。フランスですら、亡命しない貴族の直領地はまったく安泰であったのであるから、ましてドイツにおける貴族の直領地にたいする所有権は不動のものであった。

したがってライン州プロイセンには、ケルン大司教のごとく僧侶、教会の大土地所有、あるいはシュトゥーム（ザールの貴族）のごとき貴族の大土地所有も残存したのである。ライン州プロイセンでは多数の中・貧農・若干の富農とともに、貴族、僧侶の大土地所有者、さらにブルジョア的大土地所有者が併存していた。したがってプロイセンは、いちぢるしく形態と規模別分布の異なる二つの地域を包括していたのであるが、この二つの地域における支配階級は、貴族すなわち大土地所有者であった。

#### 4 プロイセン絶対主義の権力を構成する大土地所有貴族

これら大土地所有者の頂点に立ち自らも大土地所有者であった者が、プロイセン王、ホーエンツォルレン家である。その所有する土地は、1926年において15万7,000 エーカーにおよび、二つの分家も 8万3,800 エーカーの土地を所有していた。ユンカーの多数が、500 から5,000 ヘクタールの土地所有者であったことと比較すれば、おのずからその規模の相違が認識できる (1 エーカーは約 0.4 ヘクタール)。

プロイセン王を頂点とする大土地所有者の国家権力がプロイセン政府であるが、その官僚機構の中で指導的権利を保持したのはユンカーであった。ユンカーは官僚、軍の幹部、裁判官に人的資源を供給していた。

その土地所有の規模と富裕さにおいては、大貴族の方がユンカーに優越していたが、国家権力の内部における指導権ではユンカーが大貴族に優越していたのであり、これはいわば幕藩体制下の日本における外様大名と譜代大名の関係に類似している。ただしこの両者の対立は、同じ支配階級内部での競争であり、その対立の解決に革命を必要とするものではないし、またプロイセンの大貴族が国家権力から完全にしめだされていたことを意味するものでもない。しょせんは土地所有者の権力であるからだ。アルフエンスレーベン・エルクスレーベン伯のごとき、ユンカーを越える大土地所有者が、1835年から1842年までプロイセンの大蔵大臣であったのはその実例である。

#### 5 メクレンブルグ大公国における貴族大土地所有者の支配

メクレンブルグ大公国においては、1802年に農奴制が廃止された。だが貴族の権力は強大で、農地の 58% は 250 エーカー以上の大土地所有者に属し、農奴制廃止以後、徐々に農業労働者を使用する大農経営へ移行しつつあった。ドイツ統一後においても、もっとも封建的で「身分代表制議會

の議員は700人の騎士領所有者と49人の都市代表者から成立していた<sup>4</sup>。したがって1848年以前は、確実に貴族独裁下にあったことが明らかである。

## 6 領主権廃止にはドイツ諸国の多様性がある

「プロイセンで農民解放が実施されてのち、もはや他のドイツの国々においてもいたずらにその実施を遷延しておくわけにはいかなかった。たいがいこれらの国々には、世襲隷属制のようなものはおこなわれていなかったから、主要な点は権利の放棄にたいする荘園領主への補償という点のみであった。これはつぎのようないわゆる賠償によっておこなわれたのである。貢納や賦役の価値を地代額とみなし、賠償にはたいがいその25倍の額が支払われた。若干の国々、たとえばバイエルンやヴェルテンベルグでは、農民解放は1848年の運動によって初めて断行されたものであったが、その他の国々ではすでに、1833年にその実施をみたのである<sup>5</sup>。」

ハノーヴァー王国、バイエルン王国、ザクセンに代表される中部ドイツ諸国も、ナポレオン時代ライン同盟に編入されたときに改革がおこなわれ、領主的特権、人身隷属の遺制も少く、2～20ヘクタールの中農と、とくに20～100ヘクタールの富農が他地方にくらべて多い。ただし保有地に課せられる貢納、賦役の義務は残っていた。当然これら農民の上に貴族、領主が存在し、彼らが国家権力を構成していた。

ヴェルテンベルグ王国、バーデン大公国、ヘッセン・カッセル、ヘッセン・ダルムシュタットなどの西南部ドイツでは、ライン州プロイセンに類似した土地所有の形態を示している。バーデンは1818年に憲法を制定し、貴族政治ではあるが他のドイツとはちがって、身分制をとらず、もっとも自由主義的な国として知られるが、これに反してヘッセン・ダルムシュタットは、とくに反動的な国として有名であるように、貴族の権力を行使す

4 同書、111ページ。

5 ゲルデス 前掲書、140ページ。

る形式には相違があった。

### Ⅲ ドイツ三月革命以前のブルジョアジー

#### 1 自由都市の大商人、金融業者

フランクフルド、ハンブルグ、ブレーメン、リュールベックなどの都市では大商人が市参事会を牛耳り権力をにぎっていた。フランクフルトにおいては全ヨーロッパにまたがるロートシルド家、あるいはロートシルドの制覇以前に、フランクフルト最大の個人銀行家であり1814年までに単独で巨額のオーストリア公債を引受けたほか、内外国の国家、都市諸侯の公債69種を引受けていたベートマン家などを頂点とする個人銀行家、商人が実権をにぎっていた。

ハンブルグ、ブレーメン、リュールベックなどハンザ都市を牛耳っていたのは、「熱帯産商品の中継貿易と独英貿易（イギリス工業製品とユンカー的農業生産物）を独占しつつ、貨幣取引や為替貸付義務を兼営する商人と金融業者であった」。このようなリストのいわゆる「工業を絶滅させる商業」、そして「それにより成立する振替義務」の担当者たちが自由貿易論者であった。<sup>6</sup>

これらの都市には、貴族すなわち土地所有者の権力は存在せず、そのかぎりでブルジョアジーの支配する地域、すなわちブルジョア革命を経た国と定義できそうであるが、それら都市の支配する地域が極少の地域であること、さらにこれらの都市のブルジョアジーはドイツの諸国ならびにオーストリアの国家にたいしていちぢるしく寄生的でありかつ従属的である点で、全ドイツのブルジョア革命を論ずる際の問題にはならない。

6 関口尚志「金融制度の変革」(『西洋経済史講座』IV岩波書店、昭和35年)、159ページ。

最大の個人銀行家ロートシルドの業務の中心が、オーストリアをはじめとする各君主国、諸公国の公債引受にあり、ロートシルドが金融業にゆるぎない地位を確保した出発点が、ヘッセン・カッセル選帝侯の宮廷御用係として、その資産を預託されたことである事実はそれを証明する。

「プロイセン絶対主義官僚は、ハンブルグ銀行の血をひいた旧来の王立振替貸付銀行など、国立銀行の既得権がおかされるのをおそれて、銀行設立の許可（新規の）をさまたげていた<sup>7</sup>」。

## 2 「プロイセンの大商人・金融業者

自由都市以外の諸王国、諸小国においてもブルジョアジーは成長していった。ベルリンにおいては大個人銀行家プライヒレーダー、メンデルズゾーン、デュルブリュック、オルデンハイト、シックラー、ヴァルシャウアーを頂点とする銀行家ならびに大商人があり、メンデルズゾーンなどは、ロートシルドと同じく公債引受で大銀行家としての地位を確立したのである。

ライン州プロイセンにおいては、ロートシルドなどよりも小規模な銀行家、商人が存在した。オッペンハイム、シュタイン、シャーフハウゼン、カンプハウゼン、ヘルシュタットなどのケルン銀行家、クレフェルトの銀行家ベッケラート、エバーフェルトの糸商人であり同時に繊維取引に関する金融業を営む個人銀行家アウグスト・フォン・デル・ハイトなどはその指導者格である。

## 3 産業経営に進出した商人、金融業者

彼ら商業、金融ブルジョアジーの性格は二つに大別される。第一は貴族、ユンカーにたいしての寄生的、従属的性格の強い公債引受、発行を重要な業務とするもの、その典型はフランクフルトのロートシルド家であり、第二は産業資本にたいする金融あるいは商品取引に主要な業務をみい

7 同書、159ページ。



だし、自分自身も同時に産業経営に進出し寄生的性格のより薄いものである。この典型はライン州プロイセンにあった。ケルンの商人、銀行家の特色は「往々にして同時に工業企業家であった<sup>8</sup>」と指摘されるが、1797年ケルン市参事会への諸願書に署名している7人の商人、銀行家のうち、「ヘルシュタットは絹リボン工場と手形業務を経営し、ヴェークスは火薬工場、運送業と手形業務を兼営していた<sup>9</sup>」。

アーヘンの羊毛商人ハンゼマンは、商店の丁稚から叩きあげ、1833年以後アーヘン商業裁判所の所長となったが、1837年にはライン鉄道の設立を指導した。

「エッセンの商人や初期のクルップ家はこれらの武器の取引により、また彼らが輸入したザウエルランドの鉄を売買して財をえたものである。クルップ家の初代はアルント・クルーペといい、1587年ラインランドから入って来た。彼は初めのうちはブドー取引とブドーの栽培にたずさわって商人組合に加入するかたわら、鍛冶職にも関係しやがて間もなく彼とその息子達は武器や鉄、鋼鉄の交易を行うに至った」。

「第4代になるとクルップ家はエッセンで、その数においてその勢力において又財産において第一位にあった。エッセンの町における最重要な職は、クルップ一族が占めていた。すなわち3人のクルップ兄弟とその親戚のものは市参事会に勢力をもち、この3人の勢力に対しては、他の参事達は問題にならないほど微力だった。市参事ディートリッヒ・クルップは市最高の多額納税者であった。彼の弟は市長をつとめ、3番目の弟は商人で自分のギルドの長であった<sup>10</sup>」。

#### 4. 中小産業資本家の成功例

第二の型の商人、銀行家と結合して、機械制大工業の生産力を代表する

8 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』有斐閣、昭和32年、12ページ。

9 同書、15ページ。

10 W. ベルドロウ『クルップ』福島勇雄訳、柏葉書院、昭和18年、5-6ページ。

産業資本が発達してくる。1800年代に進行する産業革命により動力による工場がマニュファクチュア、手工業、家内工業を圧倒し、これを消滅させつつあった。それとともに産業資本家もマニュファクチュアの経営者、富裕な手工業の親方から、工場主、鉱山主、鉄道経営者へと変化していく。もちろんこの社会的経済的発展の過程は、マニュファクチュアの経営者、手工業者の個人すべてが機械制工業の産業資本家へと上昇したことを意味するものではない。機械制工業の産業資本は、一部が旧来のマニュファクチュア経営者、手工業者であり、他は商人の系譜を引く。そして一度機械制工業が成立すると、それに成長転化することに失敗したマニュファクチュア経営者、手工業者は、経済競争によって漸次滅亡するのである。そのような過程が、1848年以前のドイツにおいても進行していた。

旧来の産業資本家、手工業者が近代的産業資本家に成長転化することに成功した例は、ピーペンシュトック、ボルジッヒ、グリロ、オルンに見出される。

「ピーペンシュトックは、ルールのイザーロンに原始的な針金製造工場を経営していたが、1841年にパドル法による製鉄圧延工場、ヘルマン鉄工所をヘルグーに建てた<sup>11</sup>」。

フリードリッヒ・クルップは、1811年エッセンに小規模な鑄鋼工場を建て、当時イギリスが秘密にしていた鑄鋼製法をドイツに移転してナポレオンの役に立てたが、長男アルフリート・クルップは1830年水力による機械製作工場を完成し、1834年の関税同盟発効による工鉱業の発展期に乗じて蒸気機関を導入し、「クルップ工場は40～50人の職工を擁し、かくて彼は手工業的経営から一躍工業の新時代に躍りこんだ<sup>12</sup>」。

ボルジッヒは手工業者出身であるが、1837年ベルリンに機械工場を設立

11 戸原四郎『ドイツ金融資本成立の過程』東京大学出版会、1960年、76ページ。

12 ベルドロウ、前掲書、71ページ。

し、機関車生産者として有名になった。そこから出発してオーベル・シレジェンの石炭、鉄工業を支配、熔鉱炉、製鋼圧延工場を所有するにいたった。ボルジッヒとならんで、ベルリンで有名な機械製作者としてはウェーレルトがいた。

石炭においては、1830年までの横坑、露天堀の時代の鉱山主、すなわち鉱山共有組合員から、1840年代に入って開始された堅坑による採掘に成功し、鉱山の分野において機械制大工業の段階を代表したものが、ボルン、ヘーヴェル、グリロを先頭とする多数の鉱山組合員である。ボルンはいくつかの炭鉱の鉱山組合員であり、やがてルールの大工業と密接な関係をもつようになる。ボルンと姻戚関係にあるグリロは、ドルトムント鉱山組合の首脳部の一人であり、鉱山共有組合コンソリダティオンを設立し、ライン・ヴェストファーレンにおいて鉄と石炭を結合する役割を果たし、やがてルール大工業における発起人の代表的存在となる。「ヘーヴェルは、ドルトムント近郊の炭鉱の組合に関係をもち、やがて後に大炭坑会社ハルペン<sup>13</sup>を創立する」。

##### 5 商人、金融業者が大産業資本家に転身した実例

商人、銀行家が同時に産業資本家へ転身した例は、シュティネンス、ハニエル、メーヴェセン、ゲーヴェコート、ハンゼマン、シュペーターなどに見出される。「シュティネンスはもと石炭商人でありラインの船舶運送業も兼営、多数の鉱山組合の出資者となったが、1841年エッセン周辺の堅坑による採炭に成功し、やがて大鉱山組合カイザーの支配者となった」。「ハニエル兄弟3人は、もとルールオルトの大商人であったが、1810年木炭高炉三基を買取って、グーテホフヌング製鉄所を経営し<sup>14</sup>、これをもとに石炭生産へも進出し、ライン左岸に1,000万平方メートルの石炭鉱区をも

13 戸原四郎、前掲書、70ページ。

14 同書、61、64ページ。

ち、これはやがてコンコルデア鉱山会社に発展する。1853年に入ってコークス利用の製鉄と採炭の結合に成功し、その他部門も兼業した。

ゲーヴェコートはブレーメンの大商人であるが、ドイツと北アメリカとの蒸気船連絡にはじめて成功し、海運の面での機械制大工業の段階を代表する。メーヴィセンはラインの商人、銀行家であるが、同時に工場主であり、繊維工業を代表し、かなり以前から家族名で呼ばれるほど大きい。そしてとくにメーヴィセン、バンゼマンは、ラインブルジョアジーの指導者であり、ともに鉄道建設に指導的役割を果たした。「シュペーターは中ライン銀行を経営するが、同時にロートリンゲン、ルクセンブルグの鉄鋼王に発展する<sup>15</sup>」。彼ら新興産業資本家と銀行家、商人とのからみ合いは、シャーフハウゼンとシュティネンス、ハニエル、ビーベンシュトック また ヘルシュタットとクルップにその縮図が見出される。「シャーフハウゼンは1823年鉱山持分を抵当にとって、シュティネンスに貸付けているほか、ハニエル兄弟のグーテホフヌング製鉄所にも貸付けていた。また1847年シャーフハウゼン銀行頭取ダイヒマンは、ビーベンシュトックの工場を自分の密接な銀行家とともに合資会社に変更することを指導し、ヘルシュタットはクルップ工場拡大にさいして、1830年8,000タラーを貸付け、1842年に15,000タラーに貸付けを引き上げている<sup>16</sup>」。

## 6. 工業家グループと商人資本の結合

「シェラーという同郷人が商売で儲けた財産を工業段階に用いたいと人を探しており」1843年クルップは彼と取引を成功させ、「特に近東地方向けの匙、食器工場を共同で設立するということに話がまとまり、ウィーンにも銀製食器を販売することになった。このときはじめて、クルップは兄弟で長年苦心してきた機械で、匙圧延機の発明を活用することができたわ

15 大野英二、前掲書、74ページ。

16 同書、15ページ。

けである。アルフレッド・クルップがオーストリアで試みたこの事業から、まず第一に期待できたものは利益ではなくより長期のための仕事であった。鋳鋼工場が実行に当る一方、シェラーは新しい工場設備の全費用を引受けたからである<sup>17</sup>。さらに「1834年以来クルップに協力していた従兄弟のフリッツ・フォン・ミュラーが、10年の協力後退陣したとき、代りにミュラーよりも資産も多いし自己主張の意志の強い男が登場した。それはフリッツ・セリングである。セリングは莫大な財産をもっていたので全く誰の束縛も受けない男だった」<sup>18</sup>。

#### 7. ドイツ諸国の商工業者

ザクセンにおいてはとくに綿紡績工業が発達したが、「ザクセンの紡績工場主の大部分は、以前綿製品問屋であり、また一部は工場設立後も織布過程では問屋制的関係を維持したといわれる」<sup>18</sup>。

その他オーベル・シレジエンの亜麻工業、製鉄、冶金工業、南ドイツの繊維産業の発達にともない、この分野で産業資本家が発達した。オーベル・シレジエンの冶金工場、精練所をもつバリー、プレスラウの工場主ミルデなどはその代表者であり、バーデン大公国においては、印刷業者のバッサマンが州議会におけるブルジョアジーの代表者であった。

#### 8. 経営内容の多様性

これらドイツの産業資本家のなかで、とくにめざましい発展をとげるのは、1834年の関税同盟成立以来急速に発達した鉄道と、これに結合する重工業の分野の産業資本家であり、彼らは主としてライン州プロイセンならびにオーベル・シレジエンに活動の本拠をもっていた。

大銀行家、大商人の寄生性と産業にたいする結合との度合に厳密な区分がつけられるわけではない。公債引受と産業資本への出資との二つの分野

17 ベルドロウ、前掲書、91、93ページ。

18 戸原四郎、前掲書、25ページ。

にまたがって、いづれを主、いづれを従とも決定できないものが多い。たとえばケルンの銀行家オッペンハイム、ベルリンの銀行家メンデルズゾーンは公債引受に大きな地位を占めながら、他方鉄道株の引受発行にも活動している。フランクフルトにおいてもロートシルドを先頭とする多数の銀行家は株式の引受には冷淡であったが、ペートマン家は鉄道株の引受に進出していた。後者の実例としては、ブライヒレダー、ヴァルシャウアー、シックラーら先頭とする多数の銀行家が存在した。1846年プロイセンにおける銀行の数は442であった。

商業資本にたいする産業資本の勝利を市民革命の法則に据えようとする学派にとっては、商業・金融と産業の絡み合いの分析は重要な研究分野を占めるようになる。産業に無縁な、商業、金融業は市民革命の推進力になりえないという観点に立つからである。しかし、前にも述べたように、この問題は市民革命の判定基準とは無関係である。したがって、絡み合いについて、これ以上くわしく分析する必要はない。分析の要点は、次にくる貴族、ユンカーに対するブルジョアジーの対立、抗争に置かれるべきである。